

## ○函館市福祉のまちづくり条例

平成13年12月19日  
条例第48号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条～第6条)

## 第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策(第7条～第18条)

## 第3章 公共的施設等に係る措置

## 第1節 公共的施設に係る措置(第19条～第27条)

## 第2節 公共的車両等および住宅に係る措置(第28条・第29条)

## 第4章 福祉のまちづくり推進委員会(第30条～第33条)

## 第5章 雑則(第34条)

## 附則

函館は、全国でも早くから住民による医療や社会事業等の活動が芽生え、その精神が今日まで引き継がれてきたまちである。こうして培われた福祉の土壌を生かしつつ、すべての市民がその基本的人権を尊重し合い、支え合って、ふれあいとやさしさに包まれて生きることが、私たち函館市民の共通の願いである。

しかし、私たちの住む今日の地域社会においては、障害者や高齢者等が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動する上でさまざまな障壁による制限を受けており、さらには、高齢社会の進展に伴い、このような制限を受ける人々が今後一層増加することが予測される。

すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、広く社会参加をする機会を等しく有するためには、多様な個性を受け入れ、個人の自由な活動を支え合う温かい心をはぐくむことをはじめ、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいなくてはならない。

私たち函館市民は、このような認識を共有する中で、それぞれの役割を自覚し、共に手を携えながら、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり すべての市民が地域で相互に支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加することを可能にするためのあらゆる環境の整備をいう。
- (2) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦その他の者で、日常生活または社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (3) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等および住宅をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、事業者および市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講じなければならない。

3 市は、自ら設置し、または管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう必要な措置を講じなければならない。

## (事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの担い手であることを認識し、福祉のまちづくりについて理解を深め、その推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自ら所有し、または管理する公共的施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの担い手であることを認識し、福祉のまちづくりについての理解を深め、その推進に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者および市民の協力および連携)

第6条 市、事業者および市民は、相互に協力し、かつ、連携して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 事業者および市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組む気運を高めること。

(2) すべての市民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるようにすること。

(3) 障害者、高齢者等が公共的施設等を安全かつ円滑に利用することができるよう環境の整備を促進すること。

(事業者および市民の相互理解等)

第8条 市は、事業者および市民が地域社会を構成する一員として相互に理解を深め、交流し、および支え合うことができるよう、交流の機会の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育の充実)

第9条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、その理念の普及その他福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

(社会参加の促進)

第10条 市は、障害者、高齢者等が広く社会活動に参加することを促進するため、外出支援、活動の場の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習の支援)

第11条 市は、市民が自らの能力の開発および向上に努め、ならびに社会活動においてその能力を発揮することができるよう、学習機会の充実その他福祉のまちづくりに関する学習の支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第12条 市は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動を実践する人材および団体の育成ならびに当該ボランティア活動の支援に努めるものとする。

(調査および研究)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査および研究に努めるものとする。

(情報の収集および提供等)

第14条 市は、事業者および市民の福祉のまちづくりに関する活動を促進し、または支援するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集および提供または必要な指導および助言に努めるものとする。

(防災上の配慮)

第15条 市は、防災に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供、支援体制の整備その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(福祉に関するサービスの提供体制の確保等)

第16条 市は、福祉に関するサービスを提供する体制を確保するとともに、市民の参加および協力の下にその適切な利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、市、事業者および市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第3章 公共的施設等に係る措置

### 第1節 公共的施設に係る措置

(整備基準)

第19条 市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分の構造および設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう整備するために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

- 第20条 公共的施設を所有し、または管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。  
(公共的施設の新築等の届出等)
- 第21条 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。以下この条、次条および第24条において同じ。)の新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)もしくは新設または整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「施設新築者等」という。)は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ当該各号に定める期限までに、当該新築等の内容を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項または第6条の2第1項(同法第88条第1項および第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を要する公共的施設 当該確認の申請の時
  - (2) 前号に掲げる公共的施設以外の公共的施設 当該新築等の工事の着手の日の前日
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導および助言をすることができる。  
(工事完了の届出等)
- 第22条 公共的施設の新築等の工事を完了した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該公共的施設の構造および設備に関し市長の検査を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該検査を受けた者に対し、必要な指導および助言をすることができる。
  - 3 市長は、第1項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。  
(機能の維持等)
- 第23条 公共的施設を所有し、または管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。
- 2 何人も、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。  
(既存の公共的施設の措置の状況の報告等)
- 第24条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、または管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導および助言をすることができる。  
(適合証の交付)
- 第25条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)を交付するものとする。
- 2 適合証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。  
(報告の徴収および立入調査)
- 第26条 市長は、第21条第2項、第22条、第24条第2項および前条第1項の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、もしくは管理する者(施設新築者等を含む。)に対し必要な報告を求め、またはその職員に当該公共的施設もしくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合の状況その他必要な事項について調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(国等に関する特例)
- 第27条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第21条、第22条、第24条第2項および前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めすることができる。
- 2 市長は、国等から第24条第1項または前項ただし書の報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。  
第2節 公共的車両等および住宅に係る措置  
(公共的車両等に係る措置)
- 第28条 公共的車両等を所有し、または管理する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅を供給する者の配慮)

第29条 住宅を供給する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第4章 福祉のまちづくり推進委員会

(設置等)

第30条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的または重要な事項を調査審議するため、函館市福祉のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、調査研究し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第32条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

(規則への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]